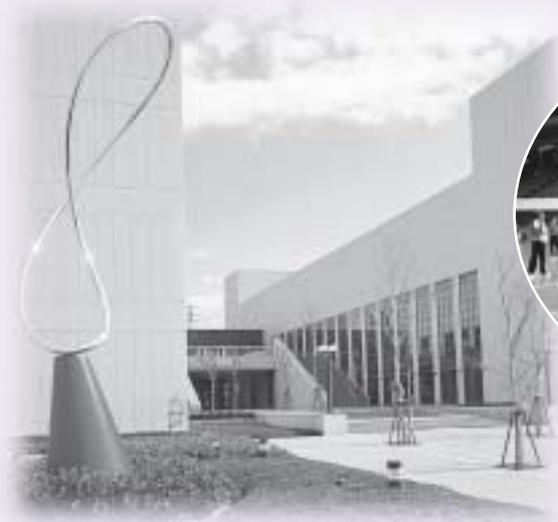


# 合併協議会だより

編集・発行／高松市・香川町合併協議会事務局



高松市総合体育館



香川町総合体育館

## 地方税の取扱いが確認されました

(詳しくは4ページをごらんください)

## “まちづくりプラン”(建設計画)の案が提案されました

合併後の新市における香川町地域の位置づけは

## “うるおいのある田園型生活文化を発信する交流ゾーン”

(詳しくは5ページをごらんください)

## 第9回会議の結果

平成16年8月25日(水)に、合併協議会第9回会議が、香川県自治会館で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

### 協議事項

第7回会議で提案され、継続協議となっていた協議第8号と第8回会議で提案された協議第9号から第14号について、協議の結果、次のとおり確認されました。

また、協議第15号及び第16号が提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

#### 協議第8号(確認)

#### 特別職の職員の身分の取扱い(協定

#### 項目第15号)について

前回会議の協議結果を踏まえた修正案が提出され、確認されました。

#### (修正案)

・香川町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)は、合併期日の前日をもって失職する。

#### (当初案)

・香川町の特別職の職員(町長、助役、収入役及び教育長)の身分の取扱い

については、両市町の長が別に協議し  
て定める。

#### 協議第9号(確認)

#### 附属機関等の取扱い(協定項目第

#### 17号)について

・両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。  
香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整する。

委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じる。

#### 協議第10号(確認)

#### 公共的団体等の取扱い(協定項目

#### 第18号)について

・公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の

速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努める。

#### 協議第11号(確認)

#### 使用料・手数料等の取扱い(協定項

#### 目第20号)について

・両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。  
香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

#### 協議第12号(確認)

#### 各種団体への補助金・交付金等の取

#### 扱い(協定項目第21号)について

・各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整する。

#### 協議第13号(確認)

#### 都市提携(協定項目第24-1号)に

#### ついて

・都市提携については、高松市の制度を適用する。

#### 協議第14号(確認)

#### 人権啓発事業(協定項目第24-4号)

#### について

・人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

#### 協議第15号・第16号(提案)

#### ・条例・規則等の取扱い(協定項目

#### 第14号)について

・生活保護事業(協定項目第24-8号)について

### 附属機関等とは?

執行機関がその内部部局のほか、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関を言います。

### 公共的団体等とは?

商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営む団体で、公法人でも私法人でもよく、また法人でない団体も含まれます。



## 第10回会議の結果

平成16年10月1日(金)に、合併協議会第10回会議が、香川町農村環境改善センターで開催されました。

新委員の紹介の後、協議事項が審議されました。

会議の概要は、次のとおりです。

### 新委員の紹介

井竿 辰夫(高松市助役)

### 協議事項

前回の第9回会議で提案された協議第15号及び第16号について、協議の結果、原案のとおり確認されました。

また、協議第17号から第19号までが提案され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

### 協議第15号(確認)

**条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について**

・ 条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行う。

### 協議第16号(確認)

**生活保護事業(協定項目第24-18号)について**

・ 生活保護事業については、高松市の制度に統する。

### 協議第17号(提案)

・ 地方税の取扱い(協定項目第9号)について

・ 電算システム事業(協定項目第24-2号)について

・ 病院事業(協定項目第24-12号)について

## 第11回会議の結果

当初、平成16年10月20日(水)に開催を予定しておりましたが、合併協議会第11回会議が、台風23号の影響により延期され、10月26日(火)に、高松商工会議所会館で開催されました。

会議の概要は、次のとおりです。

### 協議事項

前回の第10回会議で提案された協議第17号から第19号について、協議の結果、次のとおりとなりました。

また、協議第20号から第27号が提案

され、次回の会議で協議し、意思集約を図ることとなりました。

なお、協議第28号建設計画についても提案され、引き続き協議されることとなりました。

### 協議第17号(確認)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

4ページのとおり確認されました。

### 協議第18号(確認)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

・ 電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目的とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。

### 協議第19号(継続協議)

**病院事業(協定項目第24-12号)について**

・ 病院事業については、再度継続して協議することとなりました。

### 協議第20号(提案)

・ 地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

・ 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

・ 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

・ 介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

・ 広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

・ 交通関係事業(協定項目第24-17号)について

・ その他の事業(外部監査制度)(協定項目第24-24号)について

・ その他の事業(水問題対策)(協定項目第24-24号)について

・ 建設計画(協定項目第25号)について ※5ページ参照



第11回会議風景

## 地方税の取扱いについて

第11回会議において、次のとおり確認されました。

地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一します。

ただし、香川町に係る地方税のうち、両市町で違いのある税率等については、次のとおり取り扱うこととします。

法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率 軽自動車税の税率、入湯税の税率	▶▶▶	合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
事業所税	▶▶▶	合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。
個人市・町民税均等割の非課税基準 個人市・町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期	▶▶▶	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
納期前納付に対する報奨金	▶▶▶	合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

### 不均一課税とは、

合併特例法により、合併関係市町相互の間で、税率が異なることなどにより、合併後直ちに合併市町の全域にわたって、均一の課税をすることが、かえって、住民の負担に不均衡が生じると認められる場合、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って、課税をしないこと(課税免除)または不均一の課税をすることができるとなっています。

### ●主な地方税の税率など

税の区分		現		況		合併後(平成17年度中に合併予定)	
		高松市		香川町			
税率		制限税率(※注)		標準税率		平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一	
資本等の金額		従業者数		従業者数			
法人市・町民税	均等割	50億円を超える	492千円	3,600千円	410千円	3,000千円	
		10億円を超え50億円以下	492千円	2,100千円	410千円	1,750千円	
		1億円を超え10億円以下	192千円	480千円	160千円	400千円	
		1千万円を超え1億円以下	156千円	180千円	130千円	150千円	
		1千万円以下	60千円	144千円	50千円	120千円	
		上記以外の法人等	60千円		50千円		
	法人税割	法人税額の14.7%		法人税額の12.3%			
税率		制限税率(50cc以下、ミニカーは標準税率)		標準税率(全ての車種)			
軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下	1,000円		1,000円		
		50ccを超え90cc以下	1,300円		1,200円		
	軽自動車	2輪	2,600円		2,400円		
		4輪以上	乗用営業用	6,200円		5,500円	
			乗用自家用	7,800円		7,200円	
	貨物営業用	3,400円		3,000円			
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円		1,600円		
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円		4,000円			
事業所税	資産割	事業所床面積1㎡につき600円(1,000㎡超の事業所のみに課税)		課税なし		平成22年度まで香川町では課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一	
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25(100人超の事業所のみに課税)					
納期前納付に対する報奨金(市・県民税、固定資産税)		納期前に納付した税額×0.5/100×納期前の月数 ※平成17年度から廃止		納期前に納付した税額×1/100×納期前の月数		香川町地域の住民税に係る報奨金は、平成18年度から廃止 香川町地域の固定資産税に係る報奨金は、平成20年度までは廃止前の高松市の制度を適用し、平成21年度から廃止	

※注 制限税率の上限=標準税率×1.2

## “まちづくりプラン”（建設計画）の案が提案されました

今後、合併協議会での協議結果や、住民の皆さんの意見を踏まえ、検討を重ねていきます。  
今回提案されたまちづくりプランの概要は、以下のとおりです。

### 合併による新しいまちづくりの理念

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重し、地理的条件、都市機能や産業基盤、多様な地域資源や地域特性を生かしながら、地域全体の魅力や個性を一層高め、豊かで持続的発展が可能な地域社会、文化的で快適な生活が営める都市の創造を目指します。

また、みずからの判断と責任で、まちづくりを実践できる自立性の高い自治体を目指します。

このため、合併により、行財政基盤の充実強化を図り、一体的、効率的な行政を進め、多様化、高度化する住民ニーズや社会経済環境の変化に適切に対応した住民サービスと住民福祉の一層の向上を図ります。

### 香川町地域のまちづくり

香川町地域の役割と機能

- (1) 質の高い生活文化創造機能
- (2) 暮らしの支援機能
- (3) 身近な学習・交流機能

— 香川町地域の位置づけ —

**“うるおいのある田園型生活文化を  
発信する交流ゾーン”**

#### (1) “連帯”のまちづくり

～保健・医療・福祉の充実した心身ともに健康で安心して暮らせるまちの実現～

- ・さわやかセンターの機能の活用
- ・世代間交流の促進
- ・香川病院の機能充実
- ・保健・医療・福祉の連携
- ・保育所の統合整備 など

### まちづくりの基本目標と 重点取組み事項

#### (2) “循環”のまちづくり

～自然を守り、生かした、自然と共生するまちの実現～

- ・住民参加による里山の保全と活用
- ・親水空間整備
- ・桜川ダム整備事業の促進
- ・流域関連公共下水道事業
- ・地域新エネルギー（太陽光発電設備）の整備 など

#### (3) “連携”のまちづくり

～安全・安心な生活環境のもと、香り高い文化とうるおい、ゆとりに満ちた豊かな生活を創造するまちの実現～

- ・災害につよいまちづくり
- ・幼稚園、小・中学校施設の整備
- ・特色あるスポーツ施設の整備
- ・新世代地域ケーブルテレビ施設整備
- ・地籍調査事業 など

#### (5) “参加”のまちづくり

～住民一人ひとりが参画するまちの実現～

- ・支所機能の整備
- ・簡素で効率的な行財政システムの構築
- ・コミュニティ活動拠点の充実整備
- ・香川地区地域審議会の開催

#### (4) “交流”のまちづくり

～位置的特性や空港など豊かな潜在力を生かした活気あふれるまちの実現～

- ・企業立地の促進
- ・県道等整備
- ・市道等整備
- ・公営循環バスの拡充・整備
- ・都市計画マスタープランの策定 など

### 将来都市構想における望ましい都市像

21世紀の四国の州都を展望した風格ある環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市／グレーター高松の創造

— 海・街・山と 人が融け合う 元気なまち・高松 —

## 合併協定項目の協議状況(第11回会議終了時点の協議状況)

合併協定項目	提 案	協議状況
<b>1 基本的な協議事項</b>		
① 合併の方式	第3回会議	第5回会議 確認
② 合併の期日(※具体的な期日を改めて提案予定)	第6回会議	第7回会議 確認
③ 新市の名称	第6回会議	第6回会議 確認
④ 新市の事務所の位置	第6回会議	第6回会議 確認
⑤ 財産の取扱い	第7回会議	第8回会議 確認

合併協定項目	提 案	協議状況
<b>2 合併特例法に定める協議事項</b>		
⑥ 地域審議会の取扱い	第11回会議	継続協議
⑦ 議会の議員の定数及び任期の取扱い	第11回会議	継続協議
⑧ 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		
⑨ 地方税の取扱い	第10回会議	第11回会議 確認
⑩ 一般職の職員の身分の取扱い		

合併協定項目	提 案	協議状況
<b>3 その他協議事項</b>		
⑪ 町名・字名の取扱い	第6回会議	第7回会議 確認
⑫ 慣行の取扱い	第7回会議	第8回会議 確認
⑬ 事務組織及び機構の取扱い		
⑭ 条例・規則等の取扱い	第9回会議	第10回会議 確認
⑮ 特別職の職員の身分の取扱い	第7回会議	第9回会議 確認
⑯ 一部事務組合等の取扱い		
⑰ 附属機関等の取扱い	第8回会議	第9回会議 確認
⑱ 公共的団体等の取扱い	第8回会議	第9回会議 確認
⑲ 消防団の取扱い		
⑳ 使用料・手数料等の取扱い	第8回会議	第9回会議 確認
㉑ 各種団体への補助金・交付金等の取扱い	第8回会議	第9回会議 確認
㉒ 国民健康保険事業の取扱い	第11回会議	継続協議
㉓ 介護保険事業の取扱い	第11回会議	継続協議
㉔ 各種事務事業の取扱い		

合併協定項目	提 案	協議状況
<b>4 建設計画に係る協議事項</b>		
㉕ 建設計画	第11回会議	継続協議

※合併協定項目の内容や協議状況などの詳細は、ホームページに掲載していますので、ぜひアクセスしてみてください。

合併協定項目	提 案	協議状況
<b>㉔ 各種事務事業の取扱い</b>		
㉔-1 都市提携	第8回会議	第9回会議 確認
㉔-2 電算システム事業	第10回会議	第11回会議 確認
㉔-3 広聴広報事業	第11回会議	継続協議
㉔-4 人権啓発事業	第8回会議	第9回会議 確認
㉔-5 コミュニティ施策		
㉔-6 障害者福祉事業		
㉔-7 高齢者福祉事業		
㉔-8 生活保護事業	第9回会議	第10回会議 確認
㉔-9 児童福祉事業		
㉔-10 その他の福祉事業		
㉔-11 保健衛生事業		
㉔-12 病院事業	第10回会議	継続協議
㉔-13 環境対策事業		
㉔-14 商工・観光関係事業		
㉔-15 農林水産関係事業		
㉔-16 建設関係事業		
㉔-17 交通関係事業	第11回会議	継続協議
㉔-18 上水道事業		
㉔-19 下水道事業		
㉔-20 消防防災関係事業		
㉔-21 学校教育事業		
㉔-22 社会教育事業		
㉔-23 文化振興事業		
㉔-24 その他の事業		
外部監査制度	第11回会議	継続協議
水問題対策	第11回会議	継続協議



## Information



### ★御意見をお待ちしています！

合併についての御意見、御質問がございましたら、合併協議会事務局までお寄せいただけますようお願いいたします。

ホームページアドレス：

<http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp>

E-mail：t8047@city.takamatsu.lg.jp

### 合併協議会の予定

第13回会議は、平成16年12月21日(火)に高松市役所13階大会議室で午後1時30分から開催を予定しています。

### 合併協議会の傍聴について

傍聴の定員 70人以内  
傍聴の受付 会議開始30分前  
傍聴人の決定 受付順

### 会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、香川町役場のほか、ホームページでも会議資料や会議録をごらんいただけます。